

春日部市上下水道部告示第 11 号

下記の者を、春日部市指定給水装置工事事業者規程(以下「規程」という。)第5条の2第1項により、春日部市指定給水装置工事事業者として指定したので規程第10条第2号により告示する。

令和8年7月31日

春日部市水道事業管理者 宗 広 則 行

記

[illegible]